

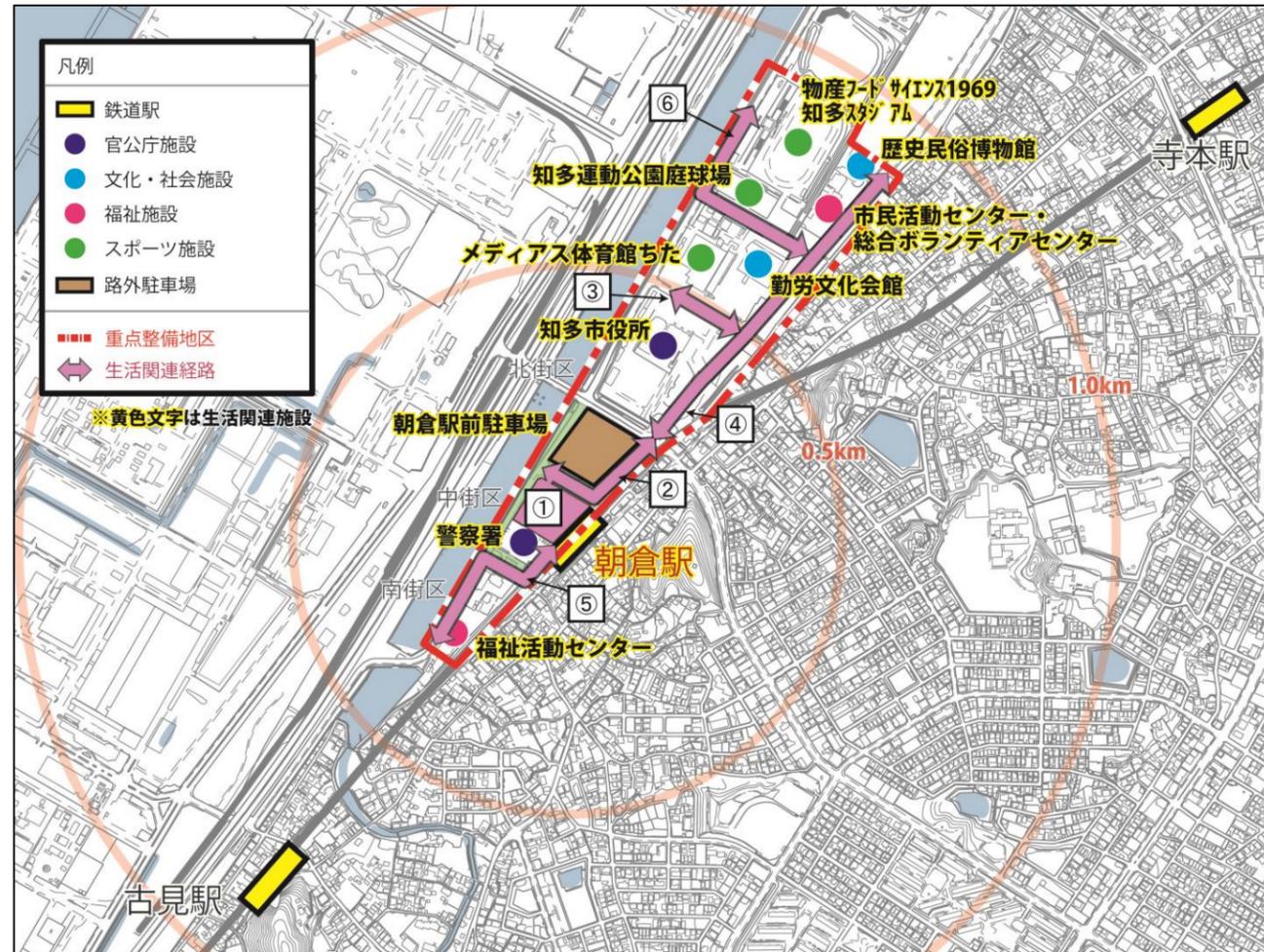
## 重点整備地区と移動等円滑化に関する主な事項の確定について

### 1 重点整備地区の位置及び区域について

○前回お示した評価指標に基づき選定した結果、重点整備地区の位置は「**朝倉駅周辺地区**」とします。

○重点整備地区の区域は下の図の赤い点線の範囲とします。

■生活関連施設及び生活関連経路並びに重点整備地区の範囲■



(参考)

重点整備地区（建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区）の要件は、バリアフリー法で以下のように定められています。

- (1) 生活関連施設（多くの高齢者や障がい者、子ども連れの方などが利用すると考えられる施設）があり、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- (2) 生活関連施設と生活関連経路（重点的にバリアフリー化を図る道路）についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- (3) バリアフリー化の事業を重点的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

### 2 移動等円滑化に関する主な事項について

○重点整備地区における移動等円滑化に関する事項を以下のとおり定めます。

#### 【生活関連施設】

区分	名称	考え方
旅客施設	朝倉駅	移動等円滑化された経路等を適切に維持します。
官公庁施設	知多市役所（新庁舎を含む）	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります。（新庁舎）
	知多警察署	移動等円滑化された経路等を適切に維持します。
文化・社会施設	勤労文化会館	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路等を適切に維持します。
	歴史民俗博物館	
	新図書館	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります。
商業施設等	複合商業施設、ホテル等の施設	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります。
路外駐車場	朝倉駅前駐車場（新朝倉駅前駐車場を含む）	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります。（新朝倉駅前駐車場）
福祉施設	福祉活動センター	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路等を適切に維持します。
	市民活動センター・総合ボランティアセンター	
スポーツ施設	メディアス体育館ちた	建築物移動等円滑化基準への適合に努め、かつ移動等円滑化された経路等を適切に維持します。
	知多運動公園庭球場	
	物産フードサイエンス1969知多スタジアム	
	（旧名称 知多運動公園陸上競技場）	

#### 【生活関連経路】

No	路線名	考え方
①	駅前ロータリー	その他事業（※）に位置づけ移動等円滑化を図ります。
②	市道緑町1号線（仮称）	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります。
③	市道緑町2号線（仮称）	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります。
④	都市計画道路 大田朝倉線	移動等円滑化された経路等を適切に維持します。
⑤	市道 10270号線～10503号線	移動等円滑化された経路等を適切に維持します。
⑥	市道 10114号線～10115号線	特定事業に位置づけ移動等円滑化を図ります。

※その他事業…生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化事業のうち特定事業に該当しないもの。